

【報告1】平成29年度第69回全国植樹祭福島県 実行委員会予算流用の専決処分について

第69回全国植樹祭福島県実行委員会会則第11条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

記

1 予算流用の概要

- (1) 実施本部の体制が整ったことに伴い、実施本部員用マニュアル作成を早急に行うとともに、各国の駐日大使を招待するための本県独自のマニュアルを作成する必要が生じたため、需用費から委託料へ12,160,000円を流用する。
- (2) 大会200日前記念イベントにおいて披露するカウントダウンボードの設置箇所数を当初予定の3箇所から7箇所に増やしたため、需用費から委託料へ537,000円を流用する。
- (3) 上記により、需用費から委託料へ計12,697,000円を流用する。

2 予算流用の内容 別表のとおり。

第69回全国植樹祭福島県実行委員会会則【抜粋】

(会長の専決処分)

第11条 会長は、緊急を要し総会を招集することができないと認められる場合は、前条第3項各号に掲げる事項について専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分をしたときは、次の総会にこれを報告しなければならない。

